

## 様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	筑波研究学園専門学校
設置者名	学校法人筑波研究学園

## 1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
工業専門課程	ITものづくり学科	夜・通信	555時間	160時間	
	ものづくり学科	夜・通信	555時間	160時間	
	自動車整備工学科	夜・通信	1,955時間	160時間	
	1級整備士専攻科	夜・通信	2,200時間	160時間	
	車体整備士専攻科	夜・通信	965時間	80時間	
	建築環境学科 建築設計デザインコース	夜・通信	1,800時間	160時間	
	建築環境学科 建築土木施工コース	夜・通信	1,800時間	160時間	
	建築士専攻科	夜・通信	840時間	80時間	
商業実務専門課程	経営情報学科	夜・通信	465時間	160時間	
	公務員受験対策科	夜・通信	205時間	80時間	
	医療情報学科	夜・通信	1,960時間	160時間	

	診療情報管理専攻科	夜・通信	980時間	80時間	
教育・社会福祉専門課程	こども未来学科	夜・通信	2,475時間	240時間	
	児童教育専攻科	夜・通信	1,266時間	80時間	
	こども未来学科 (通信教育課程)	夜・通信	255時間	240時間	
(備考) (1) 令和3年度より「ものづくり学科」は、「ITものづくり学科」に名称変更。 (2) 令和3年度より「経営情報学科」は、募集停止し、2学年が在籍。 (3) 「1級整備士専攻科」・「こども未来学科(通信課程)」は、設置後完成年度を超えていない学科。					

## 2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページ (<https://www.tist.ac.jp/profile/curriculum.html>) で公開する。

## 3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	筑波研究学園専門学校
設置者名	学校法人筑波研究学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

ホームページ (<https://www.tist.ac.jp/profile/outline.html>) で公開する。

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	ツジ電子株式会社代表取締役会長	令和2年7月4日～ 令和4年7月3日	法人の健全経営に関する助言
非常勤	国立研究開発法人 物質・材料研究機構名誉顧問	令和2年7月4日～ 令和4年7月3日	つくばにおける連携機関として本校に必要な教育内容に関する助言
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	筑波研究学園専門学校
設置者名	学校法人筑波研究学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業計画書(シラバス)の作成過程            学科の基本設計に沿ってカリキュラムを作成。教育課程編成委員会や関連分野の企業・関係施設等や業界団体等との連携を通して、実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムの見直しを加える。</li> <li>・ 授業計画書の作成・公表時期            【前期科目】            2月 教育課程編成委員会            3月末までに作成            4月 前期授業開始前(前期オリエンテーション時) 公表            【後期科目】            8月 教育課程編成委員会            9月末までに作成            10月 後期授業開始前(後期オリエンテーション時) 公表</li> </ul>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>ホームページ            (<a href="https://www.tist.ac.jp/profile/curriculum.html">https://www.tist.ac.jp/profile/curriculum.html</a>)            で公開する。</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階(A:80点以上、B:70点以上80点未満、C:60点以上70点未満、D:60点未満)で評価し、C評価以上を合格とする。</p>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>前述、学則29条に基づき算出した各科目の総合点をもとに成績評価をおこなう。続けて、成績評価を下記のGPに置き換え、GPAの計算式にあてはめて算出をおこなう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合否判定</th> <th>総合点</th> <th>成績評価</th> <th>GP</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">合格</td> <td>80～100点</td> <td>A</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>70～79点</td> <td>B</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>60～69点</td> <td>C</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>不合格</td> <td>60点未満</td> <td>D</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>算出されたGPAを元に順位を求め、成績の分布状況を確認。対象の学生が「上位2分の1以上」の認定基準を満たしているかを判定することが可能となる。</p>		合否判定	総合点	成績評価	GP	合格	80～100点	A	3.5	70～79点	B	2	60～69点	C	1	不合格	60点未満	D	0
合否判定	総合点	成績評価	GP																
合格	80～100点	A	3.5																
	70～79点	B	2																
	60～69点	C	1																
不合格	60点未満	D	0																
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>ホームページ (<a href="https://www.tist.ac.jp/profile/curriculum.html">https://www.tist.ac.jp/profile/curriculum.html</a>) で公開する。</p>																		
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>本学が目指す人材像を学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定めている。この人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第32条に定める、卒業基準（修業年限・取得単位数・授業時間数）を満たした者に校長は卒業証書を授与する。</p> <p>筑波研究学園専門学校 学則 (目的)</p> <p><b>第1条</b> 本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条及び専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年6月21日 文部省告示第84号）及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程（平成25年8月30日文部科学省告示第133号）に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p><b>第32条</b> 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。</p> <p>2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。</p>																			
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>ホームページ (<a href="https://www.tist.ac.jp/profile/curriculum.html">https://www.tist.ac.jp/profile/curriculum.html</a>) で公開する。</p>																		

## 様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	筑波研究学園専門学校
設置者名	学校法人筑波研究学園

### 1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	<a href="https://www.tist.ac.jp/profile/finance.html">https://www.tist.ac.jp/profile/finance.html</a>
収支計算書又は損益計算書	<a href="https://www.tist.ac.jp/profile/finance.html">https://www.tist.ac.jp/profile/finance.html</a>
財産目録	事務所に備え付け、閲覧及び配付を可とする。
事業報告書	事務所に備え付け、閲覧及び配付を可とする。
監事による監査報告（書）	事務所に備え付け、閲覧及び配付を可とする。

### 2. 教育活動に係る情報

#### ①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
工業実務		工業専門課程	ITものづくり学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	1800 単位時間/単位	210 単位時間 /単位	1410 単位時間 /単位	180 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
100人の内数		64人	0人	6人の内数	3人の内数	9人の内数	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条（授業日数）、27条（単位および履修認定）、28条（履修時間と単位の計算）にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム（職業教養科目・専門科目）と能力開発カリキュラム（資格関連科目・課外科目）、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
（概要）学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階（A：80点以上、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満）で評価し、C評価以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
（概要）学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準（単位数）を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準（修業年限・取得単位数・授業時間数）を満たした者に卒業証書を授与する。
筑波研究学園専門学校 学則

<p>(目的)</p> <p>第1条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条及び専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年6月21日 文部省告示第84号)及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程(平成25年8月30日文部科学省告示第133号)に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(進級)</p> <p>第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。</p> <p>2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。</p> <p>2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。</p>
学修支援等
<p>(概要) クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応： 個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
<b>※令和3年度4月 ものづくり学科から名称変更</b>			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
昨年度在籍者なし 0人 ( 0%)	0人 ( 0%)	0人 ( 0%)	0人 ( 0%)
(主な就職、業界等)			
(就職指導内容)			
(主な学修成果(資格・検定等))			
(備考) (任意記載事項) 令和3年度4月 ものづくり学科から名称変更			

中途退学の現状			<b>※令和3年度4月 ものづくり学科から名称変更</b>
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率	
昨年度在籍者なし 0人	0人	0%	

(中途退学の主な理由)
(中退防止・中退者支援のための取組) 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談等を実施する。

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士			
工業実務	工業専門課程	ものづくり学科	○				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	1800 単位時間/単位	180 単位時間 /単位	1305 単位時間 /単位	315 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
100人の内数	21人	0人	6人の内数	3人の内数	9人の内数		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条（授業日数）、27条（単位および履修認定）、28条（履修時間と単位の計算）にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム（職業教養科目・専門科目）と能力開発カリキュラム（資格関連科目・課外科目）、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
（概要）学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階（A：80点以上、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満）で評価し、C評価以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
（概要）学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準（単位数）を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準（修業年限・取得単位数・授業時間数）を満たした者に卒業証書を授与する。
筑波研究学園専門学校 学則
（目的）
第1条 本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条及び専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年6月21日 文部省告示第84号）及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程（平成25年8月30日 文部科学省告示第133号）に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。
（進級）

<p>第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。</p> <p>2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。</p> <p>2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要) クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応： 個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）																			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他																
27人 (100%)	0人 (0%)	26人 (96.3%)	1人 (3.7%)																
<p>(主な就職、業界等)</p> <p>(株)DNP データテクノ、SMC(株)、アイ・イー・シー(株)、(株)アルコ・イーエックス、(株)打田製作所、関東情報サービス(株)、(株)三和部品、首都高 ETC メンテナンス、(株)ソフィア、(株)ティ・アイ・シイ、日本システム・エイト(株)、(株)平山、(株)諸岡 他</p>																			
<p>(就職指導内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業実習</li> <li>・筆記試験対策指導、面接対策指導</li> </ul>																			
<p>(主な学修成果（資格・検定等）)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種電気工事士</td> <td>③</td> <td>10人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>第1種電気工事士</td> <td>③</td> <td>2人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>CAD利用技術者試験2級</td> <td>③</td> <td>8人</td> <td>6人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。  ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの  ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの  ③その他（民間検定等）</p>				資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	第2種電気工事士	③	10人	3人	第1種電気工事士	③	2人	0人	CAD利用技術者試験2級	③	8人	6人
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																
第2種電気工事士	③	10人	3人																
第1種電気工事士	③	2人	0人																
CAD利用技術者試験2級	③	8人	6人																
<p>(備考)（任意記載事項）</p> <p>令和3年度4月 ものづくり学科から IT ものづくり学科に名称変更</p>																			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
49人	0人	0%

(中途退学の主な理由)
(中退防止・中退者支援のための取組) 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談等を実施する。

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
工業実務		工業専門課程	自動車整備工学科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	1965 単位時間/単位	405 単位時間/単位	350 単位時間/単位	1210 単位時間/単位	— 単位時間/単位	— 単位時間/単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
100人		66人	0人	8人の内数	1人の内数	9人の内数	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条（授業日数）、27条（単位および履修認定）、28条（履修時間と単位の計算）にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム（職業教養科目・専門科目）と能力開発カリキュラム（資格関連科目・課外科目）、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
（概要）学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階（A：80点以上、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満）で評価し、C評価以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
（概要）学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準（単位数）を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準（修業年限・取得単位数・授業時間数）を満たした者に卒業証書を授与する。
筑波研究学園専門学校 学則
（目的）
第1条 本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条及び専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年6月21日 文部省告示第84号）及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程（平成25年8月30日文部科学省告示第133号）に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。

<p>(進 級)</p> <p>第 30 条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。</p> <p>2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第 32 条 第 5 条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。</p> <p>2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表 2 のとおりとする。</p> <p>学修支援等</p> <p>(概要) クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応： 個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。</p>
---

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
47人 (100%)	3人 (6.4%)	44人 (93.6%)	0人 (0%)
<p>(主な就職、業界等)</p> <p>茨城日産自動車(株)、茨城トヨタ自動車(株)、茨城トヨペット(株)、(株)ホンダ茨城南、ネッツトヨタ茨城(株)、茨城スバル自動車(株)、茨城ダイハツ販売(株)、北関東マツダ(株)、関彰商事(株) 他</p>			
<p>(就職指導内容)</p> <p>二者面談、三者面談、担任制による個別指導。ビジネスマナーや身だしなみ指導。筆記試験対策、面接指導。進路説明会（学生、保護者）、進学体験会、進学在校生による講話 他</p>			
(主な学修成果（資格・検定等））			
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数
1級小型自動車整備士	②	4人	4人
2級ガソリン自動車整備士	②	36人	36人
2級ジーゼル自動車整備士	②	36人	35人
自動車車体整備士	②	7人	7人
2級二輪自動車整備士	②	3人	3人
職業訓練指導員	②	4人	3人
中古自動車査定士	③	36人	27人
<p>※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。</p> <p>①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの</p> <p>②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの</p> <p>③その他（民間検定等）</p>			

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
88人	1人	1.1%
(中途退学の主な理由) 学校生活不適應		
(中退防止・中退者支援のための取組) 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談等を実施する		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
工業実務		工業専門課程	1級整備士専攻科				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	2200 単位時間/単位	300 単位時間 /単位	60 単位時間 /単位	1840 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
15人		1人	0人	8人の内数	1人の内数	9人の内数	

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条(授業日数)、27条(単位および履修認定)、28条(履修時間と単位の計算)にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム(職業教養科目・専門科目)と能力開発カリキュラム(資格関連科目・課外科目)、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
(概要) 学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考査点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階(A:80点以上、B:70点以上80点未満、C:60点以上70点未満、D:60点未満)で評価し、C評価以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
(概要) 学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準(単位数)を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準(修業年限・取得単位数・授業時間数)を満たした者に卒業証書を授与する。
筑波研究学園専門学校 学則 (目的) 第1条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条及び専修学校設

<p>置基準（昭和51年文部省令第2号）、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年6月21日 文部省告示第84号）及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程（平成25年8月30日文部科学省告示第133号）に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（進級） 第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。 2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。</p> <p>（卒業の認定） 第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。 2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。</p>
<p>学修支援等</p> <p>（概要）クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応： 個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
昨年度在籍者なし 0人 （ 0%）	0人 （ 0%）	0人 （ 0%）	0人 （ 0%）
（主な就職、業界等）			
（就職指導内容）			
（主な学修成果（資格・検定等））			
（備考）（任意記載事項） 設置後完成年度を超えていない学科			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
前年度は在籍者なし 0人	0人	0%
（中途退学の主な理由）		

(中退防止・中退者支援のための取組)  
 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談等を実施する

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
工業実務		工業専門課程	車体整備士専攻科				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1年	昼	965 単位時間/単位	75 単位時間 /単位	210 単位時間 /単位	680 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
15人		2人	0人	8人の内数	1人の内数	9人の内数	

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条(授業日数)、27条(単位および履修認定)、28条(履修時間と単位の計算)にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム(職業教養科目・専門科目)と能力開発カリキュラム(資格関連科目・課外科目)、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
(概要) 学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考査点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階(A:80点以上、B:70点以上80点未満、C:60点以上70点未満、D:60点未満)で評価し、C評価以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
(概要) 学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準(単位数)を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準(修業年限・取得単位数・授業時間数)を満たした者に卒業証書を授与する。
筑波研究学園専門学校 学則
(目的)
第1条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条及び専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年6月21日 文部省告示第84号)及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程(平成25年8月30日 文部科学省告示第133号)に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。
(進級)
第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。

<p>2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。</p> <p>2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要) クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応： 個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
<p>昨年度在籍者なし 0人 ( 0%)</p>	<p>0人 ( 0%)</p>	<p>0人 ( 0%)</p>	<p>0人 ( 0%)</p>
(主な就職、業界等)			
(就職指導内容)			
(主な学修成果(資格・検定等))			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
0人	0人	0%
(中途退学の主な理由)		
<p>(中退防止・中退者支援のための取組)</p> <p>欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談等を実施する</p>		

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士			
工業実務	工業専門課程	建築環境学科 建築設計デザインコース	○				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	1800 単位時間/単位	720 単位時間 /単位	780 単位時間 /単位	255 単位時間 /単位	45 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
50人	57人	0人	3人の内数	7人の内数	10人の内数		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条（授業日数）、27条（単位および履修認定）、28条（履修時間と単位の計算）にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム（職業教養科目・専門科目）と能力開発カリキュラム（資格関連科目・課外科目）、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
（概要）学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階（A：80点以上、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満）で評価し、C評価以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
（概要）学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準（単位数）を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準（修業年限・取得単位数・授業時間数）を満たした者に卒業証書を授与する。
筑波研究学園専門学校 学則
（目的）
第1条 本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条及び専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年6月21日 文部省告示第84号）及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程（平成25年8月30日文部科学省告示第133号）に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。
（進級）
第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。
2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。
（卒業の認定）
第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。

2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。
学修支援等
(概要) クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応： 個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
19人 (100%)	14人 (73.7%)	4人 (21.0%)	1人 (5.3%)
(主な就職、業界等) 建設会社・工務店・住宅メーカー・設計事務所・地方公務員			
(就職指導内容) 建築職能論。卒業生講話の実施。			
(主な学修成果(資格・検定等))			
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数
2級建築施工管理技士(学科)	②	7人	3人
2級土木施工管理技士(学科)	②	10人	8人
2級造園施工管理技士(学科)	②	1人	0人
※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
49人	4人	8.2%
(中途退学の主な理由) 進路変更(就職・転学)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談等を実施する		

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士			
工業実務	工業専門課程	建築環境学科 建築土木施工コース	○				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	1800 単位時間/単位	630 単位時間 /単位	795 単位時間 /単位	330 単位時間 /単位	45 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
50人	36人	0人	3人の内数	7人の内数	10人の内数		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条（授業日数）、27条（単位および履修認定）、28条（履修時間と単位の計算）にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム（職業教養科目・専門科目）と能力開発カリキュラム（資格関連科目・課外科目）、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
（概要）学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階（A：80点以上、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満）で評価し、C評価以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
（概要）学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準（単位数）を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準（修業年限・取得単位数・授業時間数）を満たした者に卒業証書を授与する。
筑波研究学園専門学校 学則
（目的）
第1条 本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条及び専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年6月21日 文部省告示第84号）及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程（平成25年8月30日文部科学省告示第133号）に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。
（進級）
第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。
2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。
（卒業の認定）
第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。

2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。
学修支援等
(概要) クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応： 個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）																							
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他																				
21人 (100%)	6人 (28.6%)	15人 (71.4%)	0人 (0%)																				
(主な就職、業界等) 建設会社・道路会社・工務店・建材メーカー・地方公務員																							
(就職指導内容) 建築職能論 卒業生講話の実施																							
(主な学修成果（資格・検定等）)																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2級建築施工管理技士（学科）</td> <td>②</td> <td>10人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>2級土木施工管理技士（学科）</td> <td>②</td> <td>14人</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td>2級管工事施工管理技士（学科）</td> <td>②</td> <td>1人</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>2級造園施工管理技士（学科）</td> <td>②</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>				資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	2級建築施工管理技士（学科）	②	10人	5人	2級土木施工管理技士（学科）	②	14人	11人	2級管工事施工管理技士（学科）	②	1人	0人	2級造園施工管理技士（学科）	②	1人	1人
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																				
2級建築施工管理技士（学科）	②	10人	5人																				
2級土木施工管理技士（学科）	②	14人	11人																				
2級管工事施工管理技士（学科）	②	1人	0人																				
2級造園施工管理技士（学科）	②	1人	1人																				
※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他（民間検定等）																							
(備考)（任意記載事項）																							

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
31人	2人	6.5%
(中途退学の主な理由) 進路変更（就職）、学業不振		
(中退防止・中退者支援のための取組) 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談等を実施する		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
工業実務		工業専門課程	建築士専攻科				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1年	昼	840 単位時間/単位	525 単位時間 /単位	135 単位時間 /単位	180 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
15人		20人	0人	3人の内数	7人の内数	10人の内数	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条（授業日数）、27条（単位および履修認定）、28条（履修時間と単位の計算）にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム（職業教養科目・専門科目）と能力開発カリキュラム（資格関連科目・課外科目）、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
（概要）学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階（A：80点以上、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満）で評価し、C評価以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
（概要）学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準（単位数）を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準（修業年限・取得単位数・授業時間数）を満たした者に卒業証書を授与する。
筑波研究学園専門学校 学則
（目的）
第1条 本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条及び専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年6月21日 文部省告示第84号）及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程（平成25年8月30日文部科学省告示第133号）に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。
（進級）
第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。
2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。
（卒業の認定）
第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。

2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。
学修支援等
(概要) クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応： 個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）																							
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他																				
9人 (100%)	0人 (0%)	9人 (100%)	0人 (0%)																				
(主な就職、業界等) 建設会社・住宅メーカー																							
(就職指導内容) 卒業生講話の実施																							
(主な学修成果 (資格・検定等))																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2級建築士</td> <td>②</td> <td>7人</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>2級建築施工管理技士 (学科)</td> <td>②</td> <td>8人</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>2級土木施工管理技士 (学科)</td> <td>②</td> <td>4人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>2級造園施工管理技士 (学科)</td> <td>②</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>				資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	2級建築士	②	7人	9人	2級建築施工管理技士 (学科)	②	8人	9人	2級土木施工管理技士 (学科)	②	4人	4人	2級造園施工管理技士 (学科)	②	1人	1人
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																				
2級建築士	②	7人	9人																				
2級建築施工管理技士 (学科)	②	8人	9人																				
2級土木施工管理技士 (学科)	②	4人	4人																				
2級造園施工管理技士 (学科)	②	1人	1人																				
※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他 (民間検定等)																							
(備考) (任意記載事項)																							

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
9人	0人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談等を実施する		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
商業実務		商業実務専門課程	経営情報学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	1800 単位時間/単位	150 単位時間 /単位	1380 単位時間 /単位	270 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
40人		28人	0人	6人の内数	3人の内数	9人の内数	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条（授業日数）、27条（単位および履修認定）、28条（履修時間と単位の計算）にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム（職業教養科目・専門科目）と能力開発カリキュラム（資格関連科目・課外科目）、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
（概要）学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階（A：80点以上、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満）で評価し、C評価以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
（概要）学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準（単位数）を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準（修業年限・取得単位数・授業時間数）を満たした者に卒業証書を授与する。
筑波研究学園専門学校 学則
（目的）
第1条 本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条及び専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年6月21日 文部省告示第84号）及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程（平成25年8月30日文部科学省告示第133号）に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。
（進級）
第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。
2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。
（卒業の認定）
第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。

2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。
学修支援等
(概要) クラス担任制：有 企業実習、キャリアデザイン授業の実施、先輩学生による就職セミナーの実施、筆記試験対策指導、面接対策指導、三者面談の実施

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）																											
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他																								
30人 (100%)	0人 (0%)	27人 (90.0%)	3人 (10.0%)																								
(主な就職、業界等) 稲敷農業協同組合、(株)茨城放送、関東情報サービス(株)、(株)久保庭経理事務所、(株)ケースホールディングス、(株)ソフィア、(株)タクミ不動産、(株)デンサン、東京加工紙(株)、(株)トヨタレンタリース茨城、(株)とりせん、(株)日成メディカル、(株)ノジマ、(株)東日本技術研究所、(株)パスカリア、フタムラ化学(株)、(株)キセキ関東甲信越、防衛省、国土交通省 国土地理院 他																											
(就職指導内容) 学生向け就職ガイダンス。卒業生講話。二者面談、三者面談の実施。ビジネスマナー、身だしなみ指導。筆記試験対策、面接対策の指導。																											
(主な学修成果（資格・検定等）)																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本情報技術者試験</td> <td>③</td> <td>10人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>ITパスポート試験</td> <td>③</td> <td>2人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>リテールマーケティング2級</td> <td>③</td> <td>3人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>サービス接遇2級</td> <td>③</td> <td>14人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>公務員2次</td> <td>③</td> <td>6人</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table>				資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	基本情報技術者試験	③	10人	1人	ITパスポート試験	③	2人	1人	リテールマーケティング2級	③	3人	2人	サービス接遇2級	③	14人	2人	公務員2次	③	6人	2人
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																								
基本情報技術者試験	③	10人	1人																								
ITパスポート試験	③	2人	1人																								
リテールマーケティング2級	③	3人	2人																								
サービス接遇2級	③	14人	2人																								
公務員2次	③	6人	2人																								
※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他（民間検定等）																											
(備考)（任意記載事項） 令和3年度より学生の募集停止し、2学年が在籍。																											

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
61人	3人	4.9%

(中途退学の主な理由) 進路変更、病気療養
(中退防止・中退者支援のための取組) 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談等を実施する

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
商業実務		商業実務専門課程	公務員受験対策科				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1年	昼	840 単位時間/単位	60 単位時間 /単位	780 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位	
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
20人		19人	0人	2人	2人	4人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条（授業日数）、27条（単位および履修認定）、28条（履修時間と単位の計算）にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム（職業教養科目・専門科目）と能力開発カリキュラム（資格関連科目・課外科目）、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
（概要）学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階（A：80点以上、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満）で評価し、C評価以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
（概要）学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準（単位数）を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準（修業年限・取得単位数・授業時間数）を満たした者に卒業証書を授与する。
筑波研究学園専門学校 学則
（目的）
第1条 本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条及び専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年6月21日 文部省告示第84号）及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程（平成25年8月30日文部科学省告示第133号）に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。

<p>(進 級)</p> <p>第 30 条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。</p> <p>2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第 32 条 第 5 条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。</p> <p>2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表 2 のとおりとする。</p>
学修支援等
<p>(概要) クラス担任制：有</p> <p>個別相談・指導等の対応：</p> <p>個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）																			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他																
19人 (100%)	2人 ( 10.5%)	13人 ( 68.4%)	4人 ( 21.1%)																
<p>(主な就職、業界等)</p> <p>防衛省、茨城県警察本部、千葉県警察本部、茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部、茨城県市町村立小中学校職員、株式会社カズサヤ不動産、株式会社トーヨーエフピー 他</p>																			
<p>(就職指導内容)</p> <p>学生向け就職ガイダンス。卒業生講話。二者面談、三者面談の実施。ビジネスマナー、身だしなみ指導。筆記試験対策、面接対策の指導。</p>																			
<p>(主な学修成果（資格・検定等）)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公務員 2 次</td> <td>③</td> <td>19 人</td> <td>8 人</td> </tr> <tr> <td>サービス接遇実務検定 3 級</td> <td>③</td> <td>19 人</td> <td>14 人</td> </tr> <tr> <td>情報活用試験 3 級</td> <td>③</td> <td>19 人</td> <td>12 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。</p> <p>①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの</p> <p>②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの</p> <p>③その他（民間検定等）</p>				資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	公務員 2 次	③	19 人	8 人	サービス接遇実務検定 3 級	③	19 人	14 人	情報活用試験 3 級	③	19 人	12 人
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																
公務員 2 次	③	19 人	8 人																
サービス接遇実務検定 3 級	③	19 人	14 人																
情報活用試験 3 級	③	19 人	12 人																
<p>(備考) (任意記載事項)</p>																			

中途退学の現状
---------

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
20人	1人	5.0%
(中途退学の主な理由) 進路変更(前期末で公務員試験に合格したための退学)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談(担任・学科、必要に応じて部門同席)等を実施。		

分野	課程名	学科名	専門士	高度専門士			
商業実務	商業実務専門課程	医療情報学科	○				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	1960 単位時間/単位	260 単位時間/単位	1560 単位時間/単位	320 単位時間/単位	— 単位時間/単位	— 単位時間/単位
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
100人	64人	0人	4人の内数	7人の内数	11人の内数		

カリキュラム(授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要)本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条(授業日数)、27条(単位および履修認定)、28条(履修時間と単位の計算)にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム(職業教養科目・専門科目)と能力開発カリキュラム(資格関連科目・課外科目)、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
(概要)学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考査点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階(A:80点以上、B:70点以上80点未満、C:60点以上70点未満、D:60点未満)で評価し、C評価以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
(概要)学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準(単位数)を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準(修業年限・取得単位数・授業時間数)を満たした者に卒業証書を授与する。
筑波研究学園専門学校 学則
(目的)
第1条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条及び専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年6月21日 文部省告示第84号)及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程(平成25年8月30日 文部科学省告示第133号)に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有す

る人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。

(進 級)

第 30 条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。

2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。

(卒業の認定)

第 32 条 第 5 条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。

2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表 2 のとおりとする。

学修支援等

(概要) クラス担任制：有

個別相談・指導等の対応：

個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施

卒業者数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
45人 (100%)	11人 (24.4%)	34人 (75.6%)	0人 (%)

(主な就職、業界等)

筑波メディカルセンター病院、いちほら病院、牛久愛和総合病院、総合病院土浦協同病院、筑波病院、小山記念病院、水戸ブレインハートセンター、大久保病院、柏厚生病院他

(就職指導内容)

就職に関する動機づけ (心構え、採用試験、実習等)。卒業生 2 名による卒業生講話を実施。

(主な学修成果 (資格・検定等))

資格・検定名	種別	受験者数	合格者数
診療情報管理士認定試験	③	17人	14人
診療報酬請求事務能力認定試験	③	24人	20人
医療事務技能審査試験	③	28人	28人
医師事務作業補助技能認定試験	③	28人	28人
医療秘書技能検定 2 級	③	28人	26人
医事コンピュータ技能検定試験 2 級	③	28人	25人
電子カルテ技能検定試験	③	28人	23人
秘書技能検定 2 級	③	28人	8人

※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。

①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの
②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの
③その他（民間検定等）
（備考）（任意記載事項）

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
73人	0人	0%
（中途退学の主な理由）		
（中退防止・中退者支援のための取組） 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談（担任・学科、必要に応じて部門同席）等を実施する		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
商業実務		商業実務専門課程	診療情報管理専攻科				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1年	昼	980 単位時間/単位	150 単位時間 /単位	750 単位時間 /単位	80 単位時間 /単位	— 単位時間 /単位	
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
15人		11人	0人	4人の内数	7人の内数	11人の内数	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条（授業日数）、27条（単位および履修認定）、28条（履修時間と単位の計算）にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム（職業教養科目・専門科目）と能力開発カリキュラム（資格関連科目・課外科目）、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
（概要）学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階（A：80点以上、B：70点以上80点未満、C：60点以上70点未満、D：60点未満）で評価し、C評価以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
（概要）学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準（単位数）を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準（修業年限・取得単位数・授業時間数）を満たした者に卒業証書を授与する。
筑波研究学園専門学校 学則

<p>(目的)</p> <p>第1条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条及び専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年6月21日 文部省告示第84号)及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程(平成25年8月30日文部科学省告示第133号)に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(進級)</p> <p>第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。</p> <p>2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。</p> <p>(卒業の認定)</p> <p>第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。</p> <p>2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。</p>
学修支援等
<p>(概要) クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応： 個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数(直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
昨年度在籍者なし 0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等)			
(就職指導内容)			
(主な学修成果(資格・検定等))			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
昨年度在籍者なし 0人	0人	0%

(中途退学の主な理由)
(中退防止・中退者支援のための取組) 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談(担任・学科、必要に応じて部門同席)等を実施する

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・社会福祉		教育・社会福祉専門課程	こども未来学科	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2940 単位時間/単位	600 単位時間/単位	1870 単位時間/単位	440 単位時間/単位	— 単位時間/単位	30 単位時間/単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
240人		278人	0人	9人の内数	21人の内数	30人の内数	

カリキュラム(授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要)本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条(授業日数)、27条(単位および履修認定)、28条(履修時間と単位の計算)にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム(職業教養科目・専門科目)と能力開発カリキュラム(資格関連科目・課外科目)、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
(概要)学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考査点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階(A:80点以上、B:70点以上80点未満、C:60点以上70点未満、D:60点未満)で評価し、C評価以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
(概要)学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準(単位数)を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準(修業年限・取得単位数・授業時間数)を満たした者に卒業証書を授与する。
筑波研究学園専門学校 学則
(目的)
第1条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条及び専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年6月21日 文部省告示第84号)及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程(平成25年8月30日 文部科学省告示第133号)に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有す

る人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。

(進 級)

第 30 条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。

2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。

(卒業の認定)

第 32 条 第 5 条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。

2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表 2 のとおりとする。

学修支援等

(概要) クラス担任制：有

個別相談・指導等の対応：

個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
69人 (100%)	17人 (24.6%)	51人 (73.9%)	1人 (1.5%)

(主な就職、業界等)

幼稚園、保育園、認定こども園、児童養護施設、知的障害児施設、介護福祉施設、等

(就職指導内容)

学生向け就職ガイダンス。保護者対象就職相談会。

茨城県民間保育協議会就職セミナー全員参加（卒業生講話含）

(主な学修成果（資格・検定等）)

資格・検定名	種別	受験者数	合格者数
保育士	①	69人	69人
幼稚園教諭 2 種	①	69人	67人
社会福祉主事任用資格	①	69人	69人
介護職員初任者研修	①	69人	69人
幼児体育指導者検定 2 級	③	22人	22人
幼児体育指導者検定 1 級	③	12人	12人
リトミック指導者 2 級	③	64人	64人

※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。

①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの

②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの

③その他（民間検定等）

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
248人	8人	3.2%
(中途退学の主な理由) 経済的理由、学業不振、進路変更(就職)、病気療養		
(中退防止・中退者支援のための取組) 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談等を実施する		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・社会福祉		教育・社会福祉専門課程	児童教育専攻科				
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1年	昼	1266 単位時間/単位	885 単位時間/単位	120 単位時間/単位	261 単位時間/単位	— 単位時間/単位	— 単位時間/単位
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
15人		17人	0人	9人の内数	21人の内数	30人の内数	

カリキュラム(授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条(授業日数)、27条(単位および履修認定)、28条(履修時間と単位の計算)にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム(職業教養科目・専門科目)と能力開発カリキュラム(資格関連科目・課外科目)、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
(概要) 学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考査点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階(A:80点以上、B:70点以上80点未満、C:60点以上70点未満、D:60点未満)で評価し、C評価以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
(概要) 学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準(単位数)を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準(修業年限・取得単位数・授業時間数)を満たした者に卒業証書を授与する。
筑波研究学園専門学校 学則 (目的)

第1条 本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条及び専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年6月21日 文部省告示第84号）及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程（平成25年8月30日文部科学省告示第133号）に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。

（進級）

第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。

2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。

（卒業の認定）

第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。

2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。

学修支援等

（概要）クラス担任制：有  
個別相談・指導等の対応：  
個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
昨年度在籍者なし 0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等)			
(就職指導内容)			
(主な学修成果(資格・検定等))			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状

年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
昨年度在籍者なし 0人	0人	0%

(中途退学の主な理由)
(中退防止・中退者支援のための取組) 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談等を実施する

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・社会福祉		教育・社会福祉専門課程	こども未来学科 (通信教育課程)	○			
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	通信	1410 単位時間/単位	540 単位時間/単位	600 単位時間/単位	240 単位時間/単位	— 単位時間/単位	30 単位時間/単位
			単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
50人		6人	0人	9人の内数	21人の内数	30人の内数	

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) 本校における授業の履修時間と単位認定に関する規程は、学則第13条(授業日数)、27条(単位および履修認定)、28条(履修時間と単位の計算)にて定めている。また、教育課程は標準カリキュラム(職業教養科目・専門科目)と能力開発カリキュラム(資格関連科目・課外科目)、特別カリキュラムで構成している。
成績評価の基準・方法
(概要) 学則29条の規定に基づき、適切な成績評価、履修の認定を行っている。本校では、学習結果の成績評価を受けるためには、当該授業科目に対して、3分の2以上の出席を必要としている。成績は、期末考查点、出席点、課題点、平常点の総合点により行い4段階(A:80点以上、B:70点以上80点未満、C:60点以上70点未満、D:60点未満)で評価し、C評価以上を合格とする。
卒業・進級の認定基準
(概要) 学則第1条に「専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材」と定める本学の求める人材像に基づいた教育課程を履修し、学則第30条に定める基準(単位数)を満たした者に進級を認め、学則32条に定める基準(修業年限・取得単位数・授業時間数)を満たした者に卒業証書を授与する。
筑波研究学園専門学校 学則
(目的)
第1条 本校は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条及び専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)、並びに専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程(平成6年6月21日 文部省告示第84号)及び専修学校の専門課程における職業実践専門課程に関する規程(平成25年8月30日文部科学省告示第133号)に基づき、工業、商業実務、教育・社会福祉分野の専門教育を施すことにより、専門的知識と技術とともに、高い教養を有する人間性豊かな人材を育成し、もって地域社会の発展と文化の向上に寄与することを

<p>目的とする。</p> <p>(進級) 第30条 進級は当該学科において所定の単位を修得したと認定された単位数により決定する。 2 前項に規定する単位数に満たない生徒は、原級に留めるものとする。</p> <p>(卒業の認定) 第32条 第5条に規定する修業年限を在学し、本校の各学科が定める卒業基準を満たした者には、校長は卒業証書を授与する。 2 卒業までに必要とされる学科毎の取得単位数ならびに総時間数は、別表2のとおりとする。</p>
学修支援等
<p>(概要) クラス担任制：有 個別相談・指導等の対応： 個人面談・三者面談の実施。補講・補習、特別カリキュラムの実施。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
昨年度在籍者なし 0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等)			
(就職指導内容)			
(主な学修成果(資格・検定等))			
(備考) (任意記載事項) 設置後完成年度を超えていない学科			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
昨年度在籍者なし 0人	0人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 欠席した学生に対する連絡、連続して欠席している学生については、早い時期に個人面談や保護者を交えた三者面談等を実施する		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
ITものづくり学科	100,000円	600,000円	320,000円	施設設備費・実験実習費
自動車整備工学科	100,000円	600,000円	520,000円	施設設備費・実験実習費
1級整備士専攻科	100,000円	600,000円	590,000円	施設設備費・実験実習費
車体整備士専攻科	100,000円	600,000円	590,000円	施設設備費・実験実習費
建築環境学科	100,000円	600,000円	400,000円	施設設備費・実験実習費
建築士専攻科	100,000円	600,000円	400,000円	施設設備費・実験実習費
経営情報学科	100,000円	600,000円	290,000円	施設設備費・実験実習費
公務員受験対策科	100,000円	600,000円	290,000円	施設設備費・実験実習費
医療情報学科	100,000円	600,000円	260,000円	施設設備費・実験実習費
診療情報管理専攻科	100,000円	600,000円	260,000円	施設設備費・実験実習費
こども未来学科	100,000円	600,000円	291,000円	施設設備費・実験実習費・短大併修費
児童教育専攻科	100,000円	600,000円	90,000円	施設設備費・実験実習費
こども未来学科 (通信課程)	30,000円	130,000円	164,000円	学習管理費等
修学支援 (任意記載事項)				
T I S T奨学金：入学後の学業、人物ともに優秀な者に対し、月額 20,000 円を支給 修学支援制度：在学中に保護者が死亡し、経済的に困難な者に対し、月額 30,000 円を支給				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページ ( <a href="https://www.tist.ac.jp/profile/selfcheck.html">https://www.tist.ac.jp/profile/selfcheck.html</a> ) で公開する。
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 学校関係者評価は、卒業生、保護者、産業界有識者及び教育・学識経験者により構成する学校関係者評価委員会により行う。同委員会は、筑波研究学園専門学校が「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づいて行った自己評価をもとに学校評価を行い、その評価結果を学校の教育活動の向上および学校運営の改善に生かすことを目的とする。

学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
元県立高等学校校長 筑波研究学園専門学校評議員	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	教育関係
学校法人 霞ヶ浦高等学校 進路指導部長	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	教育関係
一般社団法人茨城研究開発型企業交流協会(IRDA) ペンギンシステム株式会社代表取締役社長	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	業界団体 企業関係者
茨城県自動車整備振興会 教育部教育課 課長	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	業界団体
一般社団法人茨城県建築士事務所協会常務理事 株式会社河野正博建築設計事務所代表取締役	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	業界団体 企業関係者
土浦商工会議所 総務部長	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	業界団体
筑波メディカルセンター病院事務部外来一課課長	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	企業関係者
社会福祉法人えがお 理事 統括部長 兼 法人事務局長	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	企業関係者
五籃会会長（保護者会代表）	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	保護者
輝峰同窓会（卒業生代表）	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	卒業生
学校関係者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） ホームページ（ <a href="https://www.tist.ac.jp/profile/selfcheck.html">https://www.tist.ac.jp/profile/selfcheck.html</a> ）で公開する		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） ホームページ（ <a href="https://www.tist.ac.jp/">https://www.tist.ac.jp/</a> ）で公開する。
--

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	筑波研究学園専門学校
設置者名	学校法人筑波研究学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		58人	55人	61人
内 訳	第Ⅰ区分	31人	32人	
	第Ⅱ区分	－人	14人	
	第Ⅲ区分	18人	－人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				61人
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間が標準時間数の5割以下)	0人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)
------

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの に限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含 む。）及び専門学校（修業年限が 2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数 の6割以下 (単位制によらない専門学校に あつては、履修科目の単位時間 数が標準時間数の6割以下)	0人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	—人	0人	—人
出席率が8割以下その他 学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	—人	0人	—人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。